

こども②でも通園制度のご案内

保護者の方が就労していなくても、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないお子様を対象に、保育所等に預けられる「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を伊丹市では令和7年度から試行的に実施します。

お子様にとっては…

家族以外の同世代のこども達との集団生活を経験することで、ものや人への興味や関心が広がり、お子様の成長を促します。



保護者にとっては…

地域の様々な社会的資源に繋がるきっかけとなるだけでなく、専門知識を持つ保育士の方に相談する機会が持てることで、安心にも繋がります。



対象児童

以下の全てに当てはまる児童

- ◆ 伊丹市内在住
- ◆ 0歳6カ月～満3歳未満
- ◆ 保育所等に在籍していない

利用料金

- ◆ 児童1人1時間あたり300円
 - ◆ 給食費などの実費代が別途必要な場合あり
- ※それぞれ利用施設に直接お支払いいただきます。

利用可能時間

- ◆ 児童1人あたり月10時間まで
- ※未利用時間の翌月以降への繰越しはできません。

実施施設

- ◆ 7月から各実施施設での受入開始を予定しています。
- ◆ 実施施設が決まり次第、市HPにてお知らせいたしますので、下部のQRコードよりご覧下さい。

市HPはこちら↓

利用方法は裏面をご覧ください。



「こども誰でも通園制度」のご利用の流れ

□ 認定申請 ～ 児童情報登録

STEP1 認定申請

- 教育保育課窓口にて利用認定申請
※申請書は市HPからダウンロード可
※詳しくは表面のQRコードより参照

STEP2 利用認定

- 利用認定後にアカウント発行
※申込時のメールアドレスにメールが届きます。（通知も郵送）

STEP3 登録

- システムにお子様の情報を登録
※メール記載のURLよりシステムに
ログインして下さい。



□ 事前面談 ～ 利用

STEP4 事前面談

- 利用希望施設と事前面談
※システム上で面談予約後に施設と
電話等で日程調整して下さい。

STEP5 利用予約

- システム上で利用の予約
※事前面談が済んでいる施設のみ予約
が可能です。

STEP6 利用

- 利用当日に施設へ登園
※利用料金等は直接施設へ支払って
下さい。



その他

- ◆ 利用施設によって受入日時、対象年齢、受入人数等が異なりますので、ご確認下さい。
- ◆ 利用認定を受けていても、利用施設の受入態勢等により利用できない場合があります。

【事業全般に関する問合せ先】

●伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 教育保育課

TEL：072-784-8035（直通）

市HP：<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KODOMO/HOIKU/43941.html>

【利用に関する問い合わせ先】

●各利用施設に直接お問合せください



すくすくちゃん